

參考資料編

資料編 一 覧 表

番号	資 料 名	頁
1	富加町防災会議条例	453
2	富加町災害対策本部条例	455
3	富加町消防団の設置に関する条例	456
4	富加町消防団規則	457
5	富加町消防団組織図	461
6	富加町消防団の陣容	462
7	富加町消防団への貸与車両一覧	462
8	富加町罹災証明書等交付要綱	463
9	富加町の避難所等一覧表	471
10	大規模災害時における公共施設等の利用用途一覧表（施設別）	474
11	富加町と締結した消防・防災関係の協定・覚書等一覧表	477
12	富加町が関連する消防・防災関係の協定・覚書等一覧表	479
13	防災行政無線（同報系）屋外拡声子局設置場所	480
14	防災行政無線（同報系）屋外拡声子局設置図	481
15	MCA無線（移動系）一覧表	482
16	土砂災害（特別）警戒区域指定概要図	484
17	富加町の土砂災害（特別）警戒区域一覧表	485
18	防災重点農業用ため池一覧表	486

○富加町防災会議条例

昭和 51 年 3 月 16 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、富加町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 1 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富加町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する
事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 岐阜県警察の警察官のうちから町長が任命するもの
 - (2) 町長がその部内の職員のうちから指命する者
 - (3) 教育長
 - (4) 可茂消防事務組合富加出張所長及び消防団長

- (5) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号及び第5号の委員の定数は、それぞれ1人、9人及び1人とする。
- 7 第5項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、岐阜県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

- 第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

○富加町災害対策本部条例

昭和 55 年 9 月 27 日
条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、富加町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

○富加町消防団の設置等に関する条例

昭和40年9月28日
条例第171号

(総則)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第15条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第9条第3号の規定に基づき、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次の表のとおりとする。

名 称	区 域
富 加 町 消 防 団	富 加 町 全 域

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

○富加町消防団規則

昭和 38 年 4 月 1 日

規則第 29 号

改正 平成 4 年 12 月 1 日規則第 11 号

平成 14 年 3 月 25 日規則第 9 号

平成 30 年 12 月 18 日規則第 26 号

令和元年 11 月 1 日規則第 23 号

令和 4 年 1 月 1 日規則第 1 号

令和 4 年 3 月 16 日規則第 7 号

(総則)

第 1 条 富加町消防団(以下「消防団」という。)の組織及び運営については、法令その他に特別の定があるもののほか、この規則の定めるところによる。

(組織等)

第 2 条 消防団に消防団本部、分団及びラップ隊を置き、分団にそれぞれ班を置く。

2 前項の分団及び班の名称、区域は別表のとおりとする。

3 ラップ隊にラップ隊長、ラップ隊班長及び団員を置く。

(階級)

第 3 条 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、班長等の役員、団員及び機能別団員を置く。

2 前項の規定にかかわらず、ラップ隊長は副分団長、ラップ隊班長は班長の階級とする。

3 団長は団の事務を統括し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、町長に対してその責に任ずる。

4 班長等の役員は、団員の中から団長がこれを命免する。

(団長の職務代行)

第 4 条 団長が事故があるときは、副団長が、団長及び副団長ともに事故があるときは団長の定める順序に従い、分団長等の役員がその職務を代行する。

(役員任期)

第 5 条 消防団の役員任期は、次のとおりとする。但し、重任することを妨げない。

(1) 団長、副団長、分団長、副分団長 2 年

(2) 班長 1 年

2 役員に欠員を生じたときは、その都度補充するものとする。この場合における役員任期は、前任者の残任期間とする。

(宣誓)

第 6 条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

(ワープロ表示)

宣誓書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

(水火災その他の災害出場)

第7条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める走行料に従うとともに正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。但し、引揚げの場合は警戒信号は鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第8条 出火出場又は引揚げの場合は消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
 - (2) 病院、学校、劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
 - (3) 団員及び消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
 - (4) 消防車は、1列縦隊で安全を保って走行しなければならない。
 - (5) 前行消防車の追越し信号のある場合のほかは、走行中追い越してはならない。
- (消火及び水防等の活動)

第9条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度に止めて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

第10条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は真摯に行わなければならない。
- (3) 放水口数は最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに火災の損害及び濡損を最少限度に止めなければならない。
- (4) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

(文書簿冊)

第11条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理して置かなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革日誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給与品貸与品台帳
- (10) 諸令達簿
- (11) 消防法規例規綴
- (12) 雑書綴

(教養及び訓練)

第12条 団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれが訓練を行なわなければならない。

(表彰)

第13条 町長は、消防任務遂行に当たって功労特に抜群であると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

2 前項の場合団長以外の団員については、団長が表彰を行なうことができる。

第14条 前条の表彰は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 表彰章を授与して行う表彰
- (2) 特別表彰章を授与して行う表彰
- (3) 賞状を授与して行う表彰
- (4) 感謝状を授与して行う表彰

2 表彰章は、消防に関する功労があり、他の模範となると認められるものに対して授与する。

3 特別表彰章は、消防団員として消防に関する功績が特に抜群で、職務に精励し他の模範となると認められるものに対して授与する。

4 賞状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められるものに対して授与する。

5 感謝状は、消防、防災又はこれらの予防に関し多大な貢献をしたと認められるものに対して授与する。

(服制)

第15条 消防団の服制については、総務省消防庁の定める準則による。

附 則

1 この規則は、昭和38年4月1日より施行する。

2 この規則施行のときこれに抵触するものはその効力を失う。

附 則(平成4年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第9号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年4月1日から平成15年3月31日までについては次のとおりとする。

分団名	部名	班名
第1分団	第1部	高畑班
		駅前班
	第2部	上羽生班
		夕田班
下羽生班		
第2分団	第1部	加治田自動車班
第3分団	第1部	大山班
		川小牧班
		大平賀班
	第2部	滝田自動車班

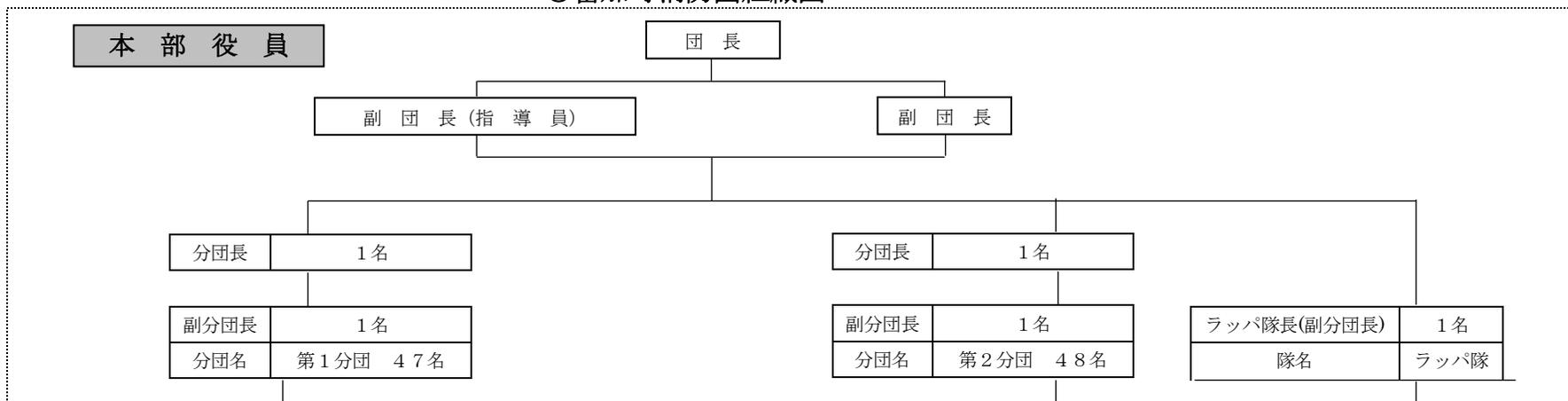
附 則(平成30年規則第26号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

分団名	班名	区域
第1分団	高畑班	高畑地区
	駅前班	駅前地区
	上羽生班	上羽生地区
	夕田班	夕田地区
	下羽生班	下羽生地区
第2分団	加治田班	加治田地区
	大山班	大山地区
	川小牧班	川小牧地区
	大平賀班	大平賀地区
	滝田班	滝田地区

○富加町消防団組織図



班長	1名	1名	1名	1名	1名
班名	高畑班	駅前班	上羽生班	夕田班	下羽生班
団員	7	11	11	6	12
内、機能別 団員上限	1	2	2	1	2
ラッパ隊	5名				
装備	小型動力 ポンプ付 積載車	消防ポン プ自動車	小型動力 ポンプ付 積載車	小型動力 ポンプ付 積載車	小型動力 ポンプ付 積載車

班長	1名	1名	1名	1名	1名
班名	加治田班	大山班	川小牧班	大平賀班	滝田班
団員	12	8	6	9	13
内、機能別 団員上限	2	2	1	2	3
ラッパ隊	5名				
装備	小型動力 ポンプ付 積載車	小型動力 ポンプ付 積載車	小型動力 ポンプ付 積載車	小型動力 ポンプ付 積載車	消防ポン プ自動車

班長	1名
隊員	10名

団員数	103名 (団長1名/副団長2名/分団長2名/副分団長3名/班長10名/団員85名)
主な装備	本部指令車1台/消防ポンプ自動車2台/小型動力ポンプ付積載車8台

列外者	
団旗手	1名
標員	2名
旗衛員	2名
表彰旗旗手	2名

○富加町消防団の陣容

	団 長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
本部役員	1名	2名	2名	2名			7名
第1分団					5名	42名	47名
第2分団					5名	43名	48名
ラッパ隊				1名	隊から 選出	分団か ら選出	1名
計	1名	2名	2名	3名	10名	85名	103名

○富加町消防団への貸与車両一覧

分 団 名		種 別	本部車	ポンプ車	小型動力ポンプ 付 積 載 車
本 部			1台		
第 1 分 団	高畑班				1台
	駅前班			1台	
	上羽生班				1台
	夕田班				1台
	下羽生班				1台
第 2 分 団	加治田班				1台
	大山班				1台
	川小牧班				1台
	大平賀班				1台
	滝田班			1台	
合 計			1台	2台	8台

○富加町罹災証明書等交付要綱

令和2年9月1日

告示第29号

改正 令和3年2月1日告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の区域内で発生した災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(火災を除く。)をいう。以下同じ。)による被害の証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の対象)

第2条 証明書の対象は、次に定めるとおりとする。

- (1) 住家 現実に人が居住のため使用している建築物
- (2) 非住家 住家以外の建築物
- (3) 住家又は非住家に附帯する工作物のうち、町長が被災者支援のため証明書を発行することが適当であると認めたもの
- (4) 自動車その他の動産のうち、町長が被災者支援のため証明書を発行することが適当であると認めたもの
- (5) その他、災害の状況に応じて、町長が被災者支援のため証明書を発行することが適当であると認めたもの

(証明書の種類)

第3条 証明書の種類は、次に定めるとおりとする。

- (1) 罹災証明書 災害により生じた住家の被害及び町長が適当であると認める被害について、町が現地調査又は確実な証拠等により罹災の事実を確認することができた場合に、その被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 罹災届出証明書 災害による非住家の被害及び町長が適当であると認める被害について、町が確実な証拠等により罹災の事実を確認することができた場合に、その事実を町長に届け

出たことを証明するものをいう。

2 前項の証明書においては、災害による被害額は証明しないものとする。

(証明書の交付申請)

第4条 証明書の交付申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 災害により、自らが所有する対象物に被害を受けた者

(2) 災害により、自らが居住する住家に被害を受けた者

(3) その他町長が適当と認める者

2 証明書の交付を受けようとする者は、罹災した日から1箇月以内に罹災証明書交付申請書(別記様式第1号)又は罹災届出証明書交付申請書(別記様式第2号)に被害状況の写真、位置図等の証明に必要な資料を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

(被害状況判定の基準)

第5条 被害状況判定の基準は、国が示す「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によるものとする。

(証明書の交付)

第6条 町長は、第4条の規定による申請があった場合は、現地調査等の必要な確認をし、適当と認めたときは、罹災証明書(別記様式第3号)又は罹災届出証明書(別記様式第4号)を申請者に交付するものとする。

2 証明書の書式が提出先において特に定めがある場合には、町長は前項の規定に関わらず、その提出先の様式を用いることができるものとする。

(再調査)

第7条 前条の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、町長に対し、再調査を申請することができる。

2 前項の規定により再調査の申請を行う者は、罹災証明に係る被害認定再調査申請書(別記様式第

5号)に交付を受けた罹災証明書を添えて町長に提出するものとする。

(手数料)

第8条 罹災証明書及び罹災届出証明書の交付に係る手数料は、富加町手数料徴収条例(平成12年富加町条例第5号)第2条第2項第6号の規定により徴収しないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年告示第1号)

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

罹災証明書交付申請書

年 月 日

富加町長 様

次のとおり、罹災したことを証明願います。

申請者	住 所
	ふりがな 氏 名
	電話番号
	罹災者との関係 本人・同一世帯・その他()

罹災者 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	住 所	
	ふりがな 氏 名	
罹災日時	年 月 日 () 時 分頃	
罹災場所	富加町	
罹災原因	暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・崖崩れ・土石流・地震 その他()	
罹災物件	<input type="checkbox"/> 住 家:(<input type="checkbox"/> 持家・ <input type="checkbox"/> 貸家・ <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> その他:()	
罹災状況		
証明書の 使用目的	必要枚数	通
備 考		

罹災届出証明書交付申請書

年 月 日

富加町長 様

次のとおり、罹災の届出したことを証明願います。

申請者	住 所
	ふりがな 氏 名
	電話番号
	罹災者との関係 本人・同一世帯・その他()

罹 災 者 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	住 所
	ふりがな 氏 名
罹災日時	年 月 日 () 時 分頃
罹災場所	富加町
罹災原因	暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・崖崩れ・土石流・地震 その他()
罹災物件	
罹災状況	
証明書の 使用目的	必要枚数 通
備 考	

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	
------	--

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

富加町長



罹災届出証明書

罹災者住所	
罹災者氏名	

罹災届出内容	罹災原因	年 月 日の による
	罹災場所	
	罹災状況	
備考		

上記のとおり、罹災した届出があったことを証明します。

年 月 日

富加町長



※この証明書は、災害に係る被害の届出を行った事実について証明するもので、被害の程度を証明するものではありません。

別記様式第5号(第7条関係)

罹災証明に係る被害認定再調査申請書

年 月 日

富加町長 様

次のとおり罹災証明に係る被害の程度について、再調査を申請します。

申請者	住 所
	ふりがな
	氏 名
	電話番号
再調査 申請理由	罹災者との関係 本人・同一世帯・その他()

罹災証明書番号 (交付済み)	第 号
罹 災 者 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	住 所
	ふりがな 氏 名
罹災場所	富加町
罹災物件	<input type="checkbox"/> 住 家:(<input type="checkbox"/> 持家・ <input type="checkbox"/> 貸家・ <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> その他:()
被害の程度 (証明済み)	
備 考	

○富加町の避難所等一覧表

◆指定緊急避難場所（災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所）

No.	施設名	所在地	電話番号	洪水	土砂災害	地震	大規模火災
1	富加小学校駐車場・グラウンド	滝田 1381-1	54-3303	○	○	○	○
2	双葉中学校駐車場・グラウンド	羽生 990	54-3077	○	○	○	○
3	富加町役場駐車場	滝田 1511	54-2111	○	○	○	○
4	道の駅「半布里の郷とみか」駐車場	羽生 2174-1	54-1171	○	○	○	○
5	子育て支援拠点施設すくすく駐車場	加治田 350	54-2108	○	○	○	○
6	南公民館駐車場・児童公園	羽生 1446-1	54-2887	○	○	○	○
7	西公民館駐車場・児童公園	大山 857-1	54-2103	○	○	○	○
8	高畑集会場駐車場	高畑 737	—	○	○	○	○
9	栃洞児童公園	加治田 1354-1	—	○	○	○	○
10	高畑ハイツ児童公園	高畑 1872	—	○	○	○	○
11	高畑住宅児童遊園	高畑 374-1	—	○	○	○	○
12	加治田住宅棟東広場	加治田 3384	—	○	○	○	○

(注) 指定緊急避難場所を指定する上で、想定される異常な現象は「洪水」「土砂災害」「地震」「大規模火災」とする。

◆指定避難所（災害の危険に伴い避難してきた被災者等が、一定期間滞在するための施設）

No.	施設名	所在地	電話番号	使用面積(m ²)	受入人数	対象地区
1	富加小学校校舎・体育館	滝田 1381-1	54-3303	4,900	1,630	滝田・羽生
2	双葉中学校校舎・体育館	羽生 990	54-3077	3,200	1,060	羽生・夕田・加治田（川小牧を除く）
3	児童センター	滝田 1381-1	54-1332	700	230	滝田・羽生
4	子育て支援拠点施設すくすく	加治田 350	54-2108	300	100	加治田（川小牧を除く）・夕田
5	南公民館	羽生 1446-1	54-2887	1,000	330	滝田・羽生（駅前）・高畑
6	西公民館	大山 857-1	54-2103	700	230	大山・大平賀・川小牧
7	高畑集会場	高畑 737	—	200	60	高畑

- 注) 1. 受入人数は、使用面積を避難者の必要占有面積 3 m²/人で除した人数となる。必要占有面積とは、荷物置き場を含め、避難所生活が長期化したことを想定した面積となります。
2. 小中学校の使用面積は、教室と体育館を含めた数値となります。
3. 各避難所（小中学校除く）には、救急箱（20人用）とトランジスタメガホンが常備してある。また、全ての避難所に可搬型防災行政無線が配備されています。

◆臨時避難場所（指定避難所や指定緊急避難所まで避難できない場合に、臨時の避難場所として開設する場所）

No.	施設名	所在地	電話番号	備 考
1	岐阜医療科学大学	関市市平賀長峰 795-1	0575-22-9401	(協定締結)

◆指定福祉避難所（高齢者や障がい者、乳幼児や妊婦ら災害時に配慮が必要な方が避難・滞在する施設）

開設順位	施設名	所在地	電話番号	使用面積(m ²)	受入人数	備 考
1	富加町高齢者活動センター	高畑 735	54-1311	100	30	
2	タウンホールとみか	滝田 1555	54-2112	170	50	(指定避難所)
3	とみかこども園	夕田 191	54-3034	800	260	
4	介護老人福祉施設 アルトシュタットとみか	大平賀後平 1495-1	49-7002	37	10	(協定締結)

◆医療救護所（災害時に応急手当を中心とした医療救護活動を行う施設）

開設順位	施設名	所在地	電話番号	備 考
1	保健センター	滝田 1545	—	
2	タウンホールとみか	滝田 1555	54-2112	多数の傷病者が搬送された場合に1階ロビーを使用

○大規模災害時における公共施設等の利用用途一覧表（施設別）

◆用途を位置づけている公共施設等

施設名		へリ	用途①	用途②	用途③
富加町役場	庁舎		災害対策本部 活動拠点	—	—
	駐車場		指定緊急避難場所	—	—
保健センター	館内		医療救護所 (第1順位)		
タウンホール とみか	館内		災害対策本部 活動拠点 (代替施設)	医療救護所 (第2順位)	福祉避難所 (第2順位)
富加小学校	体育館・校舎		指定避難所	—	—
	グラウンド・駐車場	○	指定緊急避難場所	—	—
双葉中学校	体育館・校舎		指定避難所	—	—
	グラウンド・駐車場	○	指定緊急避難場所	緊急消防援助隊/ 警察災害派遣隊/ 自衛隊災害派遣 部隊の活動拠点 ・野営場所	
西公民館	体育室		指定避難所	—	—
	駐車場		指定緊急避難場所	—	—
南公民館	体育室		指定避難所	—	—
	駐車場		指定緊急避難場所	—	—
子育て支援拠点 施設すくすく	遊技室		指定避難所	—	—
	駐車場		指定緊急避難場所	—	—
児童センター	館内		指定避難所	災害ボランティア センター	—
	グラウンド		応急仮設住宅 建設用地	—	—
高畑集会場	集会場		指定避難所	—	—
	駐車場		指定緊急避難場所	—	—

施設名		ヘリ	用途①	用途②	用途③
富加町B & G 海洋センター	体育館		広域医療搬送用拠点	物資の集積拠点	—
半布ヶ丘公園	グラウンド	○	緊急消防援助隊/ 警察災害派遣隊/ 自衛隊災害派遣 部隊の活動拠点 ・野営場所	応急仮設住宅 建設用地	ガレキ仮置き場
道の駅 半布里の郷 とみか	館内		ライフライン事業者の 復旧活動拠点	—	—
	駐車場		指定緊急避難場所	ライフライン事業者の 復旧活動拠点	—
富加町高齢者活動センター			福祉避難所 (第1順位)	—	—
とみかこども園			福祉避難所 (第3順位)	—	—
栢洞児童公園			指定緊急避難場所	—	—
西公民館児童公園			指定緊急避難場所	—	—
南公民館児童公園			指定緊急避難場所	—	—
高畑ハイツ児童公園			指定緊急避難場所	—	—
ゆうあい環境公園			応急仮設住宅 建設用地	—	—
高畑住宅児童遊園			指定緊急避難場所		
加治田住宅棟東広場			指定緊急避難場所		
東公民館	体育室		—	—	—
	グラウンド		ガレキ仮置き場	—	—
富加町公有地 (美濃加茂市加茂野町市橋)			ガレキ仮置き場	—	—
旧加治田住宅跡地			ガレキ仮置き場	—	—

(注) ・一覧表はあくまでも目安であって、災害の規模によって変更します。

・「ヘリ」とは、富加町地域防災計画で指定されたヘリコプターの離着陸場可能予定地となります。

・遺体が多数のために寺院等で一時安置できない場合は、公民館の体育室を一時安置場所として使用します。

◆用途を位置づけていない公共施設等

郷土資料館・ふれあいサロンどうだん・古城洞水辺公園

緊急消防援助隊・警察災害派遣隊・自衛隊災害派遣部隊・物資の集積拠点・ライフライン復旧事業者とは

岐阜県に大規模災害が発生した場合に想定される県外からの救援物資や警察、消防、自衛隊などの応援部隊の受け入れ体制について、岐阜県災害時広域受援計画にて定められていますが、市町村は次の適用条件の目安に沿って施設を指定し、受け入れを行うことになっています。

【緊急消防援助隊の活動拠点】

- ・活動規模：消防車両25台、100人
- ・駐車場となる面積：2,000㎡以上
- ・野外宿泊に必要な面積：1,000㎡以上（但し、宿泊施設（宿泊可能な床面積620㎡以上）が隣接している場合は不要）

【警察災害派遣隊の活動拠点】

- ・活動規模：車両10台、50人
- ・駐車場となる面積：500㎡以上
- ・野外宿泊に必要な面積：500㎡以上（但し、宿泊施設（宿泊可能な床面積310㎡以上）が隣接している場合は不要）

【自衛隊災害派遣部隊の活動拠点】

- ・活動規模：1個連隊約400人
- ・部隊の管理施設、野営施設、駐車場等が展開可能な面積：15,000㎡以上

【物資の集積拠点】

多数の大型トラック（おおよそ10トン）の出入りが可能で、物資の荷さばきが可能スペースを有する場所（約10,000～20,000㎡程度の広さを有することが望ましい。）

【ライフライン復旧活動拠点】

- ・活動規模：車両100台、200人
- ・面積：10,000㎡以上

○富加町が締結した消防・防災関係の協定・覚書等一覧表

令和5年3月31日現在

No.	協定・覚書の名称	締結日	締結先	備考
1	消防相互応援協定書	昭和42年2月2日	関市	
2	協定書（クレーン車等の使用に関する）	昭和51年3月1日	可茂地区の自動車整備会社	
3	災害支援協力に関する覚書	平成9年9月16日	富加郵便局	
4	道路損傷等についての情報提供に関する覚書	平成10年2月9日	富加郵便局	
5	可茂地区市町村消防団相互応援協定書	平成11年4月30日	可茂地区	
6	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	平成14年12月12日	岐阜県石油商業組合加茂支部	
7	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	平成15年1月29日	(社)岐阜県エルピーガス協会可茂支部	
8	富加町の災害応援協力に関する協定	平成15年11月1日	富加建設業協会	
9	災害時における医療救護活動に関する協定書	平成18年3月1日	加茂医師会	
10	災害時応援協力に関する協定書	平成18年10月31日	可茂地区電気工事協議会	
11	災害時の応援業務に関する基本協定	平成19年1月4日	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	
12	応急給水設備に関する協定	平成19年3月23日	岐阜県水道事業	
13	岐阜県内の高速道路等における消防相互応援協定書	平成21年3月2日	全市町村・可茂消防事務組合	
14	富加町木曽川右岸用水土地改良区が管理する農業用水施設の緊急水利使用協定書	平成21年12月1日	消防団・土地改良区・木曽川右岸用水地区管理体制整備推進協議会	
15	岐阜県営水道事業支援連絡管の設置及び運用に関する協定書	平成22年3月26日	岐阜県知事	
16	消防団員Eメールシステムの運用に関する覚書	平成23年3月1日	可茂消防事務組合	
17	災害時の情報交換に関する協定	平成23年5月18日	国土交通省中部地方整備局長	
18	災害時における相互応援に関する協定書	平成23年6月27日	めぐみの農業協同組合	
19	災害時における物資供給に関する協定書	平成23年12月1日	NPO法人コメリ災害対策センター	
20	緊急時における応急生活物資の確保及び供給に関する協定書	平成23年12月1日	株式会社パロー	
21	緊急時における応急生活物資の確保及び供給に関する協定書	平成23年12月1日	ゲンキー株式会社	
22	災害時における応急対策活動に関する協定書	平成24年12月25日	岐阜県瓦葺組合可児・加茂支部	
23	みのかも定住自立圏災害時における相互応援に関する協定書	平成26年1月29日	美濃加茂市・加茂郡	
24	災害時の歯科医療救護に関する協定書	平成26年3月18日	社団法人加茂歯科医師会	
25	特設公衆電話の設置等に関する覚書	平成28年8月24日	西日本電信電話株式会社 岐阜支店	

26	岐阜県防災情報通信システム無線局の設置及び管理運用に関する協定書	平成 28 年 11 月 1 日	岐阜県	(協定見直し)
27	特定接種の接種体制に関する覚書	平成 28 年 11 月 25 日	医療法人慈成会 石原医院	新型インフルエンザ特定接種
28	富加町防災行政無線に関する運用協定書	平成 29 年 1 月 19 日	可茂消防事務組合	(協定見直し)
29	岐阜県広域消防相互応援協定	平成 29 年 3 月 24 日	全市町村・消防組合・広域連合	(協定見直し)
30	可茂地域における災害時相互応援に関する協定書	平成 29 年 3 月 27 日	可茂管内市町村・可茂県事務所	平成 31 年 3 月 1 日協定見直し
31	中濃地域行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事業の実施に関する協定書	平成 30 年 4 月 1 日	中濃圏域の市町村・社会福祉協議会・警察署	
32	緊急時における応急生活物資の供給に関する協定書	平成 30 年 6 月 12 日	トーシンリゾート株式会社	
33	災害時における施設使用に関する協定書	平成 30 年 11 月 26 日	岐阜医療科学大学	
34	災害時における資機材のレンタルに関する協定書	平成 30 年 12 月 19 日	ダイワテック株式会社	
35	災害発生時における福祉避難所の開設等に関する協定書	平成 31 年 4 月 1 日	アルトシュタットとみか	令和 3 年 12 月 1 日協定見直し(指定福祉避難所)
36	富加町防災行政無線に関する覚書	令和元年 10 月 31 日	可茂消防事務組合	
37	災害時における支援協力に関する協定書	令和 2 年 2 月 19 日	クローバーシステム株式会社	
38	富加町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	令和 2 年 10 月 6 日	社会福祉法人 富加町社会福祉協議会	
39	災害時における救援物資の一時保管に係る協力に関する覚書	令和 3 年 6 月 21 日	めぐみの農業協同組合富加支店・みのかも営農経済センター	No. 18 災害時における相互応援に関する協定書覚書
40	災害時における停電復旧の障害物除去等に関する協定書	令和 3 年 8 月 11 日	中部電力パワーグリッド株式会社 関営業所	
41	ヤフー株式会社との災害に係る情報発信に関する協定	令和 3 年 8 月 17 日	ヤフー株式会社	
42	富加町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	令和 3 年 8 月 25 日	富加郵便局・加治田郵便局・美濃加茂郵便局	
43	緊急時における応急生活物資の供給に関する協定	令和 3 年 12 月 20 日	生活協同組合コープぎふ	
44	災害時における物資の配送に関する協定書	令和 3 年 12 月 20 日	生活協同組合ぶちとまと (アイチョイス)	
45	災害時における FM 局の緊急放送に関する協定書	令和 4 年 2 月 21 日	FM ラインウェーブ株式会社	
46	緊急時における食料品の確保及び供給に関する協定書	令和 4 年 7 月 15 日	藤本食品株式会社	

○富加町が関連する消防・防災関係の協定・覚書等一覧表

令和5年3月31日現在

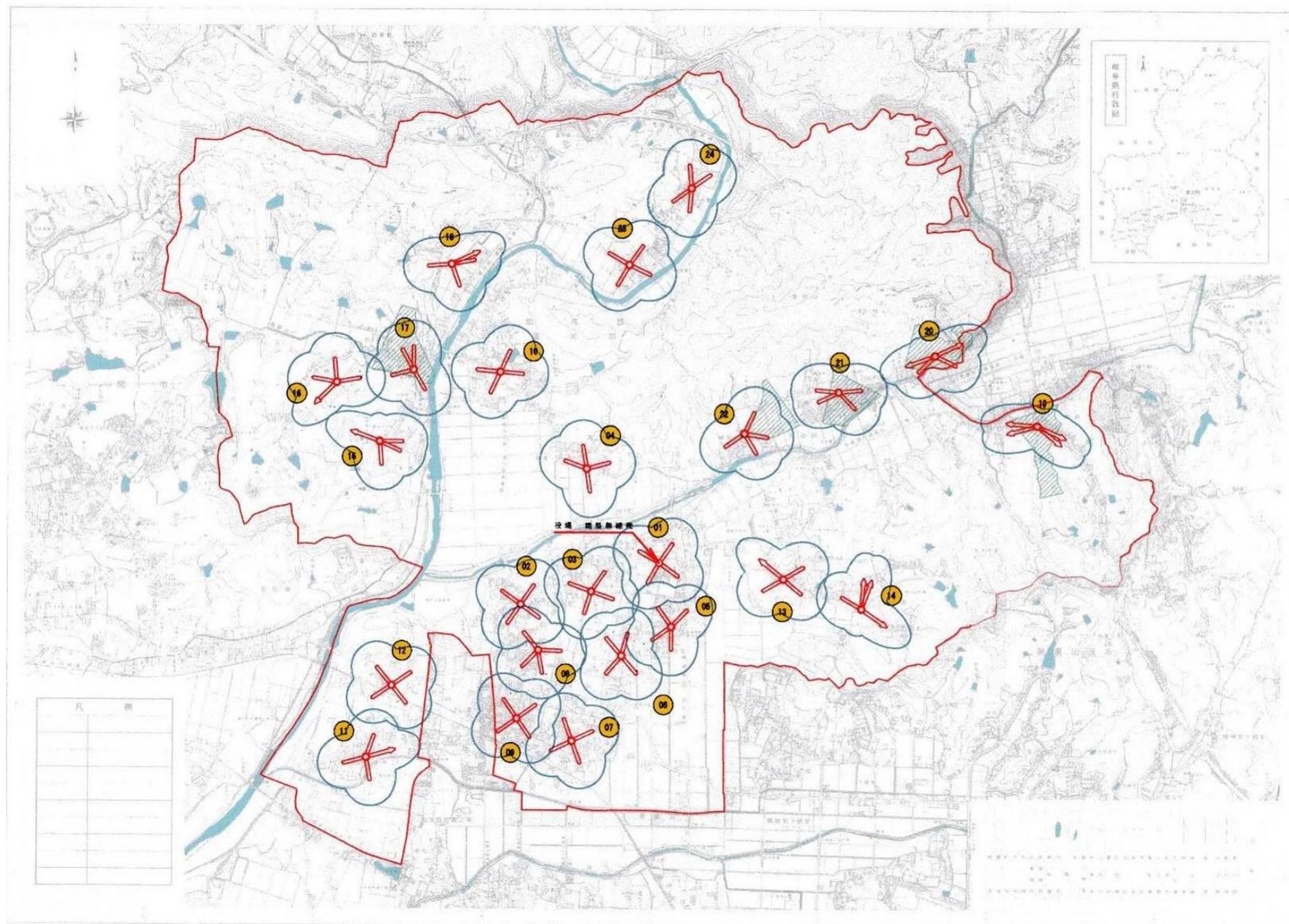
No.	協定・覚書の名称	締結日	締結先	備考
1	岐阜県防災ヘリコプター応援協定	平成6年3月28日	—	可茂消防が締結
2	災害活動応援協定	平成9年2月18日	JA 富加支店・センチュリー21	町と消防署は立会人
3	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	平成10年3月30日	岐阜県・市長会・町村会	
4	岐阜県内の高速道路等における消防相互応援協定に基づく覚書	平成21年3月2日	県内消防機関	
5	災害時等の大学等高等教育機関による支援協力に関する協定	平成23年11月24日	岐阜県・県内大学等高等教育機関	
6	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の実施に関する協定書	平成24年3月19日	岐阜県・岐阜県葬祭業協同組合	
7	災害時における障害物除去等の協力に関する協定書	平成24年4月24日	岐阜県・全日本高速道路レッカー事業協同組合	
8	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書	平成24年10月1日	岐阜県・(株)ダスキン	
9	災害時における応急対策業務協力に関する協定書	平成25年9月12日	岐阜県・全建総連岐阜建設労働組合県本部	
10	災害時における遺体の搬送等の実施に関する協定書	平成26年1月29日	岐阜県・岐阜県霊柩自動車協会	
11	災害時における司法書士における相談業務に関する協定書	平成26年2月20日	岐阜県・岐阜県司法書士会	
12	災害時における登記・境界関係相談業務に関する協定書	平成26年2月20日	岐阜県・岐阜県土地家屋調査士会	
13	災害時における被災者支援に関する協定書	平成26年4月24日	岐阜県・岐阜県旅館ホテル生活衛生協同組合	
14	災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定書	平成27年6月5日	岐阜県・中日新聞岐阜県中日会	
15	災害時における避難所等の清掃及び消毒等に関する協定書	平成27年6月12日	岐阜県・岐阜県ビルメンテナンス協会	
16	災害時におけるヘリコプターの出動に関する協定書	平成28年2月5日	岐阜県・全日本ヘリコプター協議会	
17	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	令和3年6月30日	岐阜県・一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	(協定見直し)

○防災行政無線（同報系）屋外拡声子局設置場所

管理番号	局名	呼出番号	災害対策子局	双方向通信	再送信機能付	民地設置	設置場所	備考
1	役 場	101					富加町役場	滝田 1511
2	滝 田 1	102		●			下滝田集会場	〃 1090-1
3	〃 2	103		●			富加小学校体育館北	〃 1381-2
4	〃 3	104		●			井高集会場	〃 149-4
5	羽 生 1	105		●			上羽生集会場	羽生 870-2
6	〃 2	106				●	半布里農園	〃 1217
7	〃 3	107					下羽生班詰所	〃 1853
8	〃 4	108		●			南公民館	〃 1446-1
9	〃 5	109				●	旧めぐみの農協駅前出張所	〃 1496-5
10	大 山	110					大山班詰所	大山 628-1
11	高 畑 1	111					高畑班詰所	高畑 969
12	〃 2	112					高畑ハイツ東	〃 845
13	夕 田 1	113				●	夕田西	夕田 336
14	〃 2	114		●			夕田集会場	〃 533-1
15	大平賀 1	115		●			本郷集会場	大平賀 232-2
16	〃 2	116					旧関金山線・農免道路交差点	〃 453-2
17	〃 3	117	●	●			大平賀公民館	〃 408-3
18	〃 4	118					老梅集会場東	〃 1208-1
19	加治田 1	119	●	●			枋洞集会場	加治田 1492-1
20	〃 2	120	●	●	●	●	片町集会場	〃 877-1
21	〃 3	121	●				東公民館	〃 756-1-1-3
22	〃 4	122		●			絹丸集会場	〃 3716-1
23	〃 5	123				●	旧川小牧児童公園	〃 2550-1
24	〃 6	124				●	川小牧集会場北	〃 2251-1

- ・「災害対策子局」とは、土砂災害警戒区域内に設置してある子局で、拡声受信機を柱の高所に設置している。
- ・「双方向通信」とは、柱に設置してある放送設備の中で、役場との通話が可能な通信設備を付帯している。
- ・「再送信子局」とは、直接役場からの電波を送受信できないため、再送信子局から他の子局へ電波をとばしている。

○防災行政無線（同報系）屋外拡声子局設置図



OMCA無線（移動系）一覧表

◆デジタルMCA（移動系携帯型無線機）

No.	設置場所	電話帳登録名	個別番号	備 考
1	総務課内	富加町MCAアクセスe+	—	

◆MCAアドバンス（移動系携帯型無線機）の設置場所【役場】

No.	設置場所	電話帳登録名	個別番号	グループ名	備 考
1	総務課内受付	指令局	999	指令局	
2	無線室	富加町役場1	1	富加町役場	グループNo. 2
3	無線室	富加町役場2	2	富加町役場	グループNo. 2
4	無線室	富加町役場3	3	富加町役場	グループNo. 2
5	無線室	富加町役場4	4	富加町役場	グループNo. 2
6	無線室	富加町役場5	5	富加町役場	グループNo. 2
7	無線室	富加町役場6	6	富加町役場	グループNo. 2
8	無線室	富加町役場7	7	富加町役場	グループNo. 2
9	無線室	富加町役場8	8	富加町役場	グループNo. 2
10	無線室	無線室	9	富加町役場	グループNo. 2
11	総務課内受付隣	災害対策本部	10	富加町役場	グループNo. 2
12	無線室	富加小学校	11	避難所	グループNo. 3
13	無線室	双葉中学校	12	避難所	グループNo. 3
14	無線室	児童センター	13	避難所	グループNo. 3
15	無線室	すくすく	14	避難所	グループNo. 3
16	無線室	南公民館	15	避難所	グループNo. 3
17	無線室	西公民館	16	避難所	グループNo. 3
18	無線室	高畑集会場	17	避難所	グループNo. 3
19	無線室	タウンホール	18	避難所	グループNo. 3
20	無線室	こども園	19	避難所	グループNo. 3
21	無線室	社会福祉協議会	20	避難所	グループNo. 3
22	無線室	高齢者活動センタ	21	避難所	グループNo. 3

◆MCAアドバンス（移動系携帯型無線機）設置場所【消防団】

No.	設置場所	電話帳登録名	個別番号	グループ名	備 考
1	消防団長自宅	消防団長	22	消防団	グループNo. 4
2	消防団筆頭 副団長自宅	筆頭副団長	23	消防団	グループNo. 4
3	消防団副団長自宅	副団長	24	消防団	グループNo. 4
4	消防団第1分団長自宅	第1分団長	25	消防団	グループNo. 4
5	消防団第2分団長自宅	第2分団長	26	消防団	グループNo. 4
6	高畑班詰所	高畑班	27	消防団	グループNo. 4
7	駅前班詰所	駅前班	28	消防団	グループNo. 4
8	上羽生班詰所	上羽生班	29	消防団	グループNo. 4
9	夕田班詰所	夕田班	30	消防団	グループNo. 4
10	下羽生班詰所	下羽生班	31	消防団	グループNo. 4
11	加治田班詰所	加治田班	32	消防団	グループNo. 4
12	大山班詰所	大山班	33	消防団	グループNo. 4
13	川小牧班詰所	川小牧班	34	消防団	グループNo. 4
14	大平賀班詰所	大平賀班	35	消防団	グループNo. 4
15	滝田班詰所	滝田班	36	消防団	グループNo. 4

○土砂災害（特別）警戒区域指定概要図



○富加町の土砂災害（特別）警戒区域一覧表（平成20年3月19日・平成25年2月26日・4月12日・平成26年3月28日・令和1年12月3日告示）

番号	自然現象の種類	箇所名(溪流名)	所在地名	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	番号	自然現象の種類	箇所名(溪流名)	所在地名	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
1	急傾斜地の崩壊	片町	加治田	○	○	35	土石流	南栃洞	加治田	○	
2	〃	中町上之屋敷	加治田	○	○	36	〃	上之屋敷西	加治田	○	○
3	〃	上町上之屋敷	加治田	○	○	37	〃	古城洞	加治田	○	
4	〃	夕田北洞	夕田	○	○	38	〃	上之屋敷東	加治田	○	○
5	〃	上栃洞	加治田	○	○	39	〃	加治田洞	加治田	○	○
6	〃	新町	加治田	○	○	40	〃	栃洞藤洞	加治田	○	○
7	〃	下栃洞	加治田	○	○	41	〃	白山下東	加治田	○	
8	〃	老梅	大平賀	○	○	42	〃	白山下西	加治田	○	
9	〃	川小牧下南坂	加治田	○	○	43	〃	絹丸木船	加治田	○	○
10	〃	老梅大坪南	大平賀	○	○	44	〃	川小牧山下	加治田	○	○
11	〃	老梅大坪北	大平賀	○	○	45	〃	川小牧南大水	加治田	○	
12	〃	老梅薬師前	大平賀	○	○	46	〃	栃洞亀洞	加治田	○	○
13	〃	絹丸愛宕下	加治田	○	○	47	〃	川小牧川平	加治田	○	
14	〃	夕田南洞	夕田	○	○	48	急傾斜地の崩壊	上切1	加治田	○	○
15	〃	片町清水谷川公園	加治田	○	○	49	〃	上切2	加治田	○	○
16	〃	川小牧山下	加治田	○	○	50	〃	関也1	加治田	○	○
17	〃	片町清水寺	加治田	○	○	51	〃	上切3	加治田	○	○
18	〃	下町龍福寺東	加治田	○	○	52	〃	関也2	加治田	○	○
19	〃	下町龍福寺西	加治田	○	○	53	〃	関也3	加治田	○	○
20	〃	栃洞糠洞口	加治田	○	○	54	土石流	別所第二川	加治田	○	○
21	〃	栃洞東糠洞	加治田	○	○	55	〃	別所第一川	加治田	○	○
22	〃	本郷中屋敷	大平賀	○	○	56	急傾斜地の崩壊	大平賀1	大平賀	○	○
23	〃	夕田寺坪	夕田	○	○	57	〃	大平賀2	大平賀	○	○
24	〃	大山北野	大山	○	○	58	〃	滝田	滝田	○	○
25	〃	川小牧南大水	加治田	○	○	59	〃	加治田1	加治田	○	○
26	〃	川小牧坂本北	加治田	○	○	60	〃	加治田2	加治田	○	○
27	〃	川小牧坂本南	加治田	○	○	61	〃	加治田3	加治田	○	○
28	〃	栃洞親ヶ洞	加治田	○	○	62	〃	夕田	夕田	○	○
29	〃	本郷山崎	大平賀	○	○	63	土石流	大平賀	大平賀	○	○
30	〃	滝田西山西	滝田	○	○	64	〃	加治田1	加治田	○	○
31	〃	滝田西山東	滝田	○	○	65	〃	加治田3	加治田	○	○
32	土石流	上老梅谷	大平賀	○		66	〃	加治田4	加治田	○	○
33	〃	町屋谷	大平賀	○							
34	〃	清水谷	加治田	○							

○防災重点農業用ため池 一覧表

番号	名称	所在地	管理者	防災重点ため池	集水面積 (ha)	満水面積 (m ²)	受益面積 (ha)	有効貯水量 (t)	提高 (m)	堤頂幅 (m)	堤頂 (m)	備考
1	老梅池	大平賀老梅1359	老梅農事改良組合	○	2.0	3,300	5.0	3,300	6.0	1.6	35.0	ゴルフ場内
2	三田立地	大平賀日焼田1020	トーションリゾート (株)	○	3.0	2,470	5.0	7,726	12.5	1.7	89.5	ゴルフ場内
3	牛首池	大平賀長久田512	大平賀土地改良組合	○	1.0	1,500	5.0	4,500	2.3	2.6	82.0	
4	八型池	大平賀長久田530	大平賀土地改良組合	○	1.0	1,600	5.0	3,800	4.0	1.0	70.2	工場内
5	牧浦池	大平賀後平1549	老梅土地改良組合	○	8.0	2,000	2.0	5,500	5.0	2.2	71.6	
6	南坂池下池	加治田南坂2397	南坂下池管理組合	○	6.9	900	2.0	2,300	4.0	1.7	37.0	
7	山下池	加治田山下2689	川小牧自治会	○	3.0	500	2.0	1,000	5.0	2.0	26.0	
8	古池 (旧池)	大山池下858	大山滝田工区	○	2.0	3,200	10.0	8,500	2.0	2.5	58.0	
9	新池	大山洞403他14筆	大山滝田工区	○	8.4	4,500	10.0	16,200	5.0	2.0	83.0	
10	北洞池	夕田北洞1022	夕田工区	○	10.0	2,500	10.0	7,400	4.0	2.4	50.0	
11	銭田池	加治田銭田1672-1	富加町 (3者協定あり)	○	6.0	2,000	3.0	3,250	11.5	3.0	62.6	ゴルフ場内
12	杉洞池	加治田杉洞240他8筆	絹丸自治会	○	14.0	3,000	10.0	11,700	5.0	5.2	52.0	

改正履歴

第1版	平成26年	3月26日	制定
第2版	平成27年	3月30日	改正
第3版	平成29年	3月24日	改正
第4版	平成31年	3月25日	改正
第5版	令和3年	3月24日	改正
第6版	令和5年	3月24日	改正

富加地域防災計画

- 発行 富加町防災会議
〒501-3392
岐阜県加茂郡富加町滝田1511番地
TEL : 0574-54-2111 FAX : 0574-54-2461
ホームページアドレス
<https://www.town.tomika.gifu.jp/>
- 編集 富加町役場総務課